

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年10月13日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年10月13日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ソレイユタウン加治木

始良市加治木町木田159番地2 外2筆

### 2 変更事項

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島市南栄三丁目14番地 外1社

株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 宮田亮史

福岡県福岡市博多区住吉二丁目2番1号

イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島市南栄三丁目14番地 外1社

株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 上村浩司

福岡県福岡市博多区住吉二丁目2番1号

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島市南栄三丁目14番地 外3社

株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 宮田亮史

福岡県福岡市博多区住吉二丁目2番1号

イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島市南栄三丁目14番地 外3社

株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 上村浩司

福岡県福岡市博多区住吉二丁目2番1号

(3) 駐車場の位置及び収容台数

- ア 変更前 第1駐車場 建物北東側 626台  
第2駐車場 建物屋上 135台
- イ 変更後 第1駐車場 建物敷地中央 470台  
第2駐車場 A棟屋上 80台

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

- ア 変更前 第1駐輪場 A棟南東側 28台  
第2駐輪場 A棟南側 68台  
第3駐輪場 B棟南東側 7台  
第4駐輪場 C棟南東側 10台  
第5駐輪場 D棟北東側 6台  
第6駐輪場 E棟南西側 14台  
第7駐輪場 E棟南東側 14台  
第8駐輪場 G棟北西側 7台  
第9駐輪場 H棟北西側 7台
- イ 変更後 第1駐輪場 A棟南東側 30台  
第2駐輪場 A棟南側 30台  
第3駐輪場 B棟東側 7台  
第4駐輪場 C棟東側 10台  
第5駐輪場 D棟北東側 6台  
第6駐輪場 E棟南西側 14台  
第7駐輪場 E棟南東側 14台

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

- ア 変更前 荷さばき施設1 A棟北西側 171平方メートル  
荷さばき施設2 C棟西側 207平方メートル  
荷さばき施設3 E棟北側 189平方メートル
- イ 変更後 荷さばき施設1 A棟北西側 171平方メートル  
荷さばき施設2 C棟西側 207平方メートル  
荷さばき施設3 E棟北側 119平方メートル

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ア 変更前 廃棄物等保管施設1 A棟北西側 39立方メートル  
廃棄物等保管施設2 A棟北西側 23立方メートル  
廃棄物等保管施設3 A棟北西側 23立方メートル  
廃棄物等保管施設4 B棟北西側 21立方メートル  
廃棄物等保管施設5 C棟北西側 7立方メートル  
廃棄物等保管施設6 D棟北西側 5立方メートル

	廃棄物等保管施設 7	E棟北側	17立方メートル
	廃棄物等保管施設 8	E棟北側	57立方メートル
	廃棄物等保管施設 9	G棟北東側	5立方メートル
	廃棄物等保管施設 10	H棟北東側	5立方メートル
イ 変更後	廃棄物等保管施設 1	A棟内北側	49立方メートル
	廃棄物等保管施設 2	B棟西側	21立方メートル
	廃棄物等保管施設 3	C棟北西側	6立方メートル
	廃棄物等保管施設 4	D棟西側	2立方メートル
	廃棄物等保管施設 5	E棟北側	49立方メートル

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 荷さばき施設 1～3 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 荷さばき施設 1 24時間

荷さばき施設 2及び3 午前6時から午後10時まで

### 3 変更年月日

(1) 2の(1)及び(2) 平成31年4月1日

(2) 2の(3), (4), (5)及び(6) 令和3年6月1日

(2) 2の(7) 令和2年10月1日

### 4 届出年月日

令和2年9月30日